

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路放射第 10 号線

東京都市計画道路幹線街路環状第 8 号線

令和 7 年 8 月



都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路放射第 10 号線（以下「放射第 10 号線」という。）は、千代田区大手町一丁目から文京区本郷二丁目、北区王子一丁目を經由して、北区岩淵町（埼玉県境）に至る延長約 13km の都市計画道路です。

これまで東京都と特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28（2016）年 3 月）（以下「整備方針」という。）を策定し、事業の推進に努めてきました。

この整備方針において、東京都市計画道路幹線街路環状第 8 号線（以下「環状第 8 号線」という。）から放射第 10 号線支線 1 までの放射第 10 号線を、骨格幹線道路網の形成に向けて検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けました。

この整備方針に基づき、放射第 10 号線の計画内容について検討した結果、計画の変更をすることとし、関連路線である放射第 10 号線支線 1 および環状第 8 号線の計画の変更と併せ、この度、都市計画変更素案を取りまとめました。

〇位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（6 都市基交第 855 号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。

（承認番号）6 都市基街都第 138 号 令和 6 年 7 月 5 日

計画内容再検討の概要

○整備方針における当該路線の位置付け

計画内容再検討路線

当該区間では、現在、放射第 10 号線支線 1（国道 122 号線）が骨格幹線道路としての交通機能を果たしています。本線と支線の交差点の在り方や、事業の実現性・施工性の観点から検討が必要です。



「整備方針」（平成 28 年 3 月）より抜粋

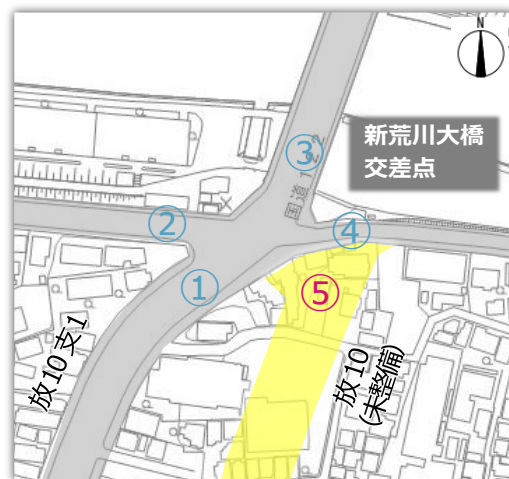
○検討内容

●計画内容再検討路線

- ・ 本線と支線の交差部（新荒川大橋交差点）では、現道を確保しながら、放射第 10 号線が新たに整備されると、交差点が五差路となり、道路構造令（※）に整合しません。
- ・ 道路構造令に整合する交差点（四差路）とするため、既存道路の付け替えを検討した結果、安全かつ円滑な交通処理の確保が困難となります。

※ 道路構造令 第 27 条

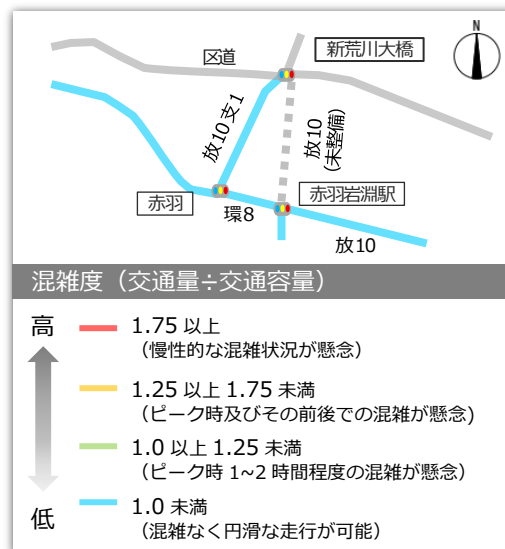
「道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない」



本線と支線の交差部における交差点形状

●支線の在り方

- ・ 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（令和元年 11 月策定）では、支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証された支線は廃止することとしています。
- ・ 上記の検証方法を踏まえ、本路線の未整備区間について検討しました。現在の放射第 10 号線支線 1 が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな影響がないことを確認しました。



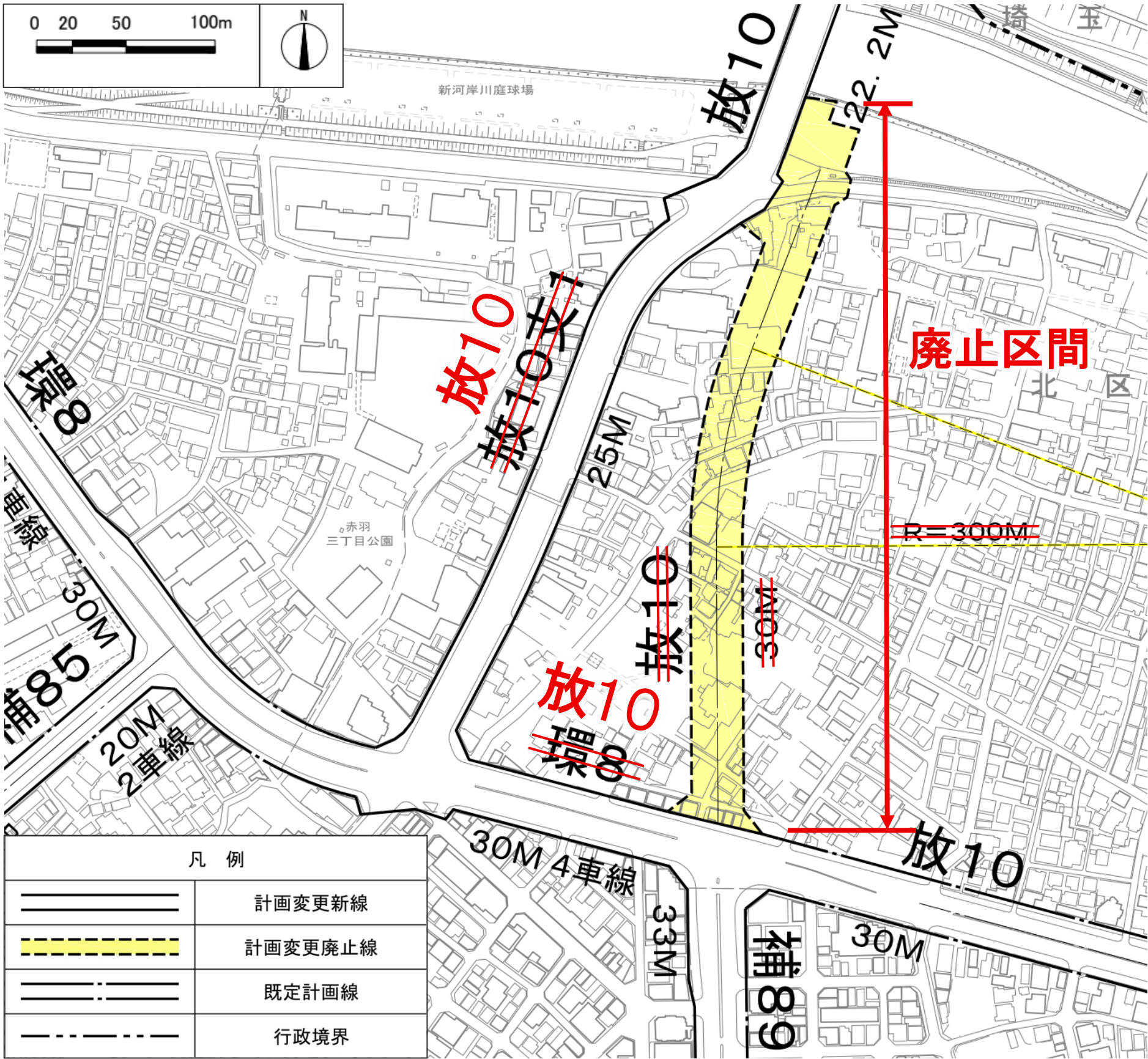
周辺道路の現況混雑度

以上の検討を踏まえて、都市計画変更素案を取りまとめました。

- 放射第 10 号線および放射第 10 号線支線 1
- 一部線形の変更
放射第 10 号線の一部区間を廃止し、現在の環状第 8 号線の一部区間及び放射第 10 号線支線 1 を通る線形に変更します。
 - 支線 1 の廃止
放射第 10 号線の線形変更に伴い、放射第 10 号線支線 1 を廃止します。

- 環状第 8 号線
- 終点位置の変更
放射第 10 号線の線形変更に伴い、環状第 8 号線の終点位置を変更します。

都市計画道路名称	東京都市計画道路 幹線街路 放射第 1 0 号線	東京都市計画道路 幹線街路 環状第 8 号線
延長	約13,370m	約43,660m
位置	千代田区大手町一丁目 ～ 北区岩淵町(埼玉県境)	大田区羽田空港三丁目 ～ 北区岩淵町
一部線形の変更	北区岩淵町地内	—
終点位置の変更	—	北区岩淵町 ↓ 北区岩淵町
支線の廃止	支線 1 の廃止	—



この地図は、国土地理院長の承認（平 2 9 国関公第 4 4 4 号）を得て作成した東京都地形図（S = 1:2,500）を使用（6 都市基交第 8 5 5 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6 都市基街都第 138 号 令和 6 年 7 月 5 日

都市計画変更素案説明会（※今回）



都市計画変更案の作成



都市計画変更案の公告・縦覧



関係区の住民
及び利害関係人の
意見書

関係区の意見

東京都都市計画審議会



都市計画決定・告示

◆お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 区部街路計画総括担当

電話：03-5388-3291

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

都庁第二本庁舎 11 階南側